平成２５年（フ）第４７５号
茨城県常陸太田市岩手町206番地、旧住所茨城県常陸太田市薬谷町208番地の６
債務者　永山　孝夫
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４７６号
茨城県常陸大宮市抽ヶ台町2794番地の６
債務者　佐藤　　泉（旧姓永山）
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２１号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚2359番地　米沢団地２号
債務者　船橋ふくゑ
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２６号
茨城県水戸市八幡町10番58号
債務者　金子　裕一
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１号
富山県魚津市吉島157番地２センチュリーハイツ201号
債務者　本多　智哉
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（フ）第４２９号
金沢市材木町26番27号
債務者　須嵜　幸雄
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第６号
金沢市尾張町１丁目２番12号　メゾンドグロリエ605号室、住民票上の住所石川県河北郡津幡町字加賀爪ハ61番地23、従前の住所金沢市上近江町38
債務者　川本　幸司
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２０号
石川県金沢市田上町耕104―７、住民票上の住所金沢市田上新町46番地
債務者　有田みのり
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第５号
長野県茅野市玉川11061番地１
債務者　小池　峰昭
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第４０８号
岐阜市下川手39番地４
債務者　水野　陽子
1　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３号
三重県津市芸濃町椋本6028番地３
債務者　鈴木　龍昭
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１号
和歌山県新宮市五新３番２号
債務者　下原香世子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２６年（フ）第７号
鳥取県鳥取市南吉方２丁目37番地　プライア１号、旧住所鳥取県鳥取市気高町浜村783番地222　小川アパート６号
債務者　小椋　洋子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４７３号
広島県大竹市黒川１丁目７番７の104号スプレンドール、申立時の住所広島市中区西平塚町９番22号
債務者　大黒亮三郎
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１５３号
広島市南区宇品御幸１丁目９番43号
債務者　住吉　敏昭
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１５４号
広島市南区宇品御幸１丁目９番43号
債務者　住吉　　緑
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１７１号
広島市東区曙２丁目８番32―105号
債務者　渡邉　裕一
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
広島地方裁判所民事第４部